

平成20年 6 月

## 総務委員会会議録

平成20年 6 月18日（水曜日）

午前10時00分から

午後 1 時50分まで

市役所 第 3 会議室

### ◎出席委員（7名）

委員長	柴 山 一 生 君	副委員長	中 村 貴 文 君
	山 本 誠 君		後 藤 幸 夫 君
	熊 澤 宏 信 君		三 浦 知 里 君
	小 池 昭 夫 君		

\*\*\*\*\*

### ◎欠席委員（なし）

\*\*\*\*\*

### ◎職務のため出席した事務局職員の職・氏名

主 事 兼 松 幸 枝 君

\*\*\*\*\*

### ◎説明のため出席した者の職・氏名

市長公室長	宮 島 敏 明 君	総務部長	大 鹿 俊 雄 君
出納室長兼会計課長	岩 田 敏 己 君	消 防 長	牧 野 一 夫 君
秘書広報課長	小 島 豊 光 君	企画政策課長	大 西 正 則 君
総務課長	日比野 純 雄 君	税 務 課 長	加 藤 正 博 君
収 納 課 長	梅 村 治 男 君	情報管理課長	日比野 秀 充 君
消 防 次 長	日比野 一 博 君	消防庶務課長	丹 羽 俊 久 君
兼 消 防 署 長			
予防防災課長	渡 邊 達 郎 君	消防署主幹	今 枝 光 彦 君
監査事務局長	兼 松 潔 君	議会事務局次長	後 藤 裕 君

\*\*\*\*\*

### ◎付託議案

- 第55号議案 犬山市税条例の一部改正について
- 第58号議案 犬山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 第59号議案 犬山市土地開発公社定款の一部改正について
- 第61号議案 平成20年度犬山市一般会計補正予算（第3号）  
第1条の第1表 歳入歳出予算補正中  
歳 入 総務委員会の所管に属する歳入

+

歳 出 2 款 総務費

+

+

+

午前10時00分 開議

◎柴山委員長 おはようございます。ただいまの出席委員は7名でございます。通告による欠席はゼロ、遅刻もございません。

定足数に達しておりますので、直ちに総務委員会を開会いたします。

本委員会に付託されました案件は、付託議案一覧表に記載のとおり、第55号議案 犬山市税条例の一部改正について、第58号議案 犬山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、第59号議案 犬山市土地開発公社定款の一部改正について、第61号議案 平成20年度犬山市一般会計補正予算（第3号）、第1条の第1表 歳入歳出予算補正中、歳入 総務委員会の所管に属する歳入、歳出 2款総務費です。

お諮りいたします。

付託議案の審査の方法につきましては、まず1議案ごとに当局の説明の後、その都度質疑を行い、全付託議案の質疑終了後、討論・採決を行いたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎柴山委員長 異議なしと認め、1議案ごとに当局の説明、その後、質疑を行います。

最初に、第55号議案を議題といたします。

当局の説明を求めます。

加藤税務課長。

◎加藤税務課長 （第55号議案説明）

◎柴山委員長 説明は終わりました。

続いて、質疑を行います。

ご発言を求めます。

山本委員。

◎山本委員 ふるさと納税について確認したいのですが、市は新しい基金をつくらずに現在ある基金の中のお金でできるということであったと思うのですが、いろいろな形で寄附行為というのは行われていると思うし、そのものがすべて基金の中に入ってくるのかどうか。それについてお聞かせください。

◎柴山委員長 日比野総務課長。

◎日比野総務課長 ふるさと納税の寄附金につきまして、基金に入ってくるのかどうかということですが、現段階では現在ある基金で、そこでその目的に合うようなものにつきましては、基金に入れて対応してきた。それから、まだ今現在検討中なんですけど、犬山市をアピールしているような事業に関しては、基金のない場合につきましては、現行の歳入として取り扱うということであります。

◎柴山委員長 熊澤委員。

◎熊澤委員 犬山において、結婚しちゃって、職員で。そのときに、そこからその申告によってできるのか、納税を。だからそこら辺をどういう人たちが税収を上げようと思って、まずは職員の中でどうPRしていこうとしているのか。人のばかり言ってきておる我が身がどうか。

◎柴山委員長 日比野総務課長。

◎日比野総務課長 今、熊澤議員からはPRの方法ということのご質問だと思いますが、基本的にPRにつきましては、まず全国にホームページ等で発信したいと思います。それから、犬山市の資源といいますか、観光資源が一番目玉になるかと思いますが、そういったものも有効に活用したいと思います。観光案内所ですとかそういうところにパンフレット、それから観光キャンペーンなんかで行った場合ですと、そこでもふるさと納税のPR、できればこちらの目玉の事業を積極的にPRして、マスコミでもふるさと納税を全国から集めたいということを考えております。

それから、できれば市民の方でも市外に出てみえる親族の方、そういった方に積極的にPRしたい、そんなようなことも逆に犬山市民に向けて市外に出てみえる方、親族の方ですとか、そういう方に積極的にお願いしますという、そういうお誘いのPRといったことも検討していきたいと思います。

◎柴山委員長 三浦委員。

◎三浦委員 省エネ改修工事についてお聞きいたします。先ほど、サッシとか、天井、床とかありましたけれども、省エネ基準というものがどんなものなのか。それであると、床面積120平方メートルということですが、その根拠としているもの。もう一つ、分譲マンションも対象となるのか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

◎柴山委員長 加藤税務課長。

◎加藤税務課長 まず省エネの基準でございますが、これにつきましては受ける段階で証明等が必要なきにということで、住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく登録住宅という性能評価をしております。

それから2点目、120平方メートルというのは一戸建て住宅において平均的な面積を基準としております。

3点目につきましては、分譲マンションも可能であります。

◎柴山委員長 三浦委員。

◎三浦委員 当然、省エネの方では行われたという証明書が必要だと思うのですが、その証明書というのはどこが出していくのかということと、あと例えば、減額申告が出された場合、税務課として今言われた省エネ基準に適合できるかどうかという調査確認はどうやってしていくのか、それをお伺いします。

◎柴山委員長 加藤税務課長。

◎加藤税務課長 まず証明のことでございますが、先ほど申し上げましたように、住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく登録住宅性能評価という機関がありますので、その証明、もしくは建築基準法に基づく数字で確認検査機関の証明、もしくは建築士法に基づく建築事務所所属する建築士さんの証明があればそれは認められる。それと、申請に基づく現地確認についてですが、私どもも伺って、確認の上で認めるという形になります。

◎柴山委員長 三浦委員。

◎三浦委員 今言われた建築事務所とかの説明も兼ねてですけども、これ2カ年の事業が適用だということなんですけれども、市民への周知というのはどのようになされるのでしょうか。

◎柴山委員長 加藤税務課長。

◎加藤税務課長 市民への周知につきましては、私どもでできる範囲として、広報での周知と、あとホームページ等への掲載ということで行いたいと考えております。

◎柴山委員長 三浦委員。

◎三浦委員 あと建設業界とかそちらの方に関してはどうなのでしょうね。

◎柴山委員長 加藤税務課長。

◎加藤税務課長 昨年度の耐震改修、バリアフリーについても今でも周知はしております。

◎柴山委員長 ほかに質疑はございませんか。

中村委員。

◎中村委員 先ほど熊澤議員が質問されたこと、質疑されたことと重なるかもしれませんが、私もふるさと納税について、先ほど日比野総務課長からどンドン外へPRするということができたが、一たん外へ出られた方はいいんですけど、この本丸、役所に勤めておる方、意外と犬山出身の方で結婚して外へ出てみえる、これが犬山に関係した方はかなりみえると思うんですけど、そういう方々に対してはどんなような手だてをされるのか。犬山で働いて外へ払うよりもできれば犬山に還元してくださるといようなことも大変重要だと思うんですが、この辺のその世代の職員に対してのPR、どんなふうになっているかお示してください。

◎柴山委員長 日比野総務課長。

◎日比野総務課長 そこは本当に目玉だと思いますけれども、ただ強制はできませんので、こちらとしても職員の意識に訴えまして、積極的にその部分は職員に対してPRすることを検討していきたいと思います。

◎柴山委員長 中村委員。

◎中村委員 ぜひ積極的にPRしていただきたいと思います。

◎柴山委員長 ほかに質疑はございませんか。

後藤委員。

◎後藤委員 株のことで上場株式のところ、株券電子化をしないといけないという形になりますよね。その中で、なかなか電子化は難しいということで、かなり株券に対しても今のされていないものに対してどうするかという報告が聞きたいと思いますが。

◎柴山委員長 大鹿総務部長。

◎大鹿総務部長 株券を電子化にするとか、証券のままで持つというのは個人の意識だと思います。ただ電子化にしてみえようが証券で持ってみえようが、今の税制改正上の譲渡所得に関しての500万円以上の規定、もしくは500万円以下の規定はこういうものですよという規定、配当等についても100万円以下は2年後ですよという規定は、法の網がかかりますので、今議員ご質問のような証券で持つけれども、電子化どうのこうのというような話については、個人の問題だと私としては考えております。

◎柴山委員長 後藤委員。

◎後藤委員 実際に、聞いた話では電子化にしないかのじゃないのですか。そうじゃないですか。

◎柴山委員長 休憩いたします。

午前10時32分 休憩

再 開

午前10時33分 開議

◎柴山委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

大鹿総務部長。

◎大鹿総務部長 証券でお持ちの方については個人の責任の範囲内で電子化していただいて、その上で対応していただくことになろうかと思っております。

◎柴山委員長 後藤委員。

◎後藤委員 やっぱり電子化された人としらない人の部分がありますので、電子化するようにも薦めながら、税制のところをきちっとさせていただけるのも市の方向性かなと思っております。そんなところで指摘しておきます。

◎柴山委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声起こる〕

◎柴山委員長 質疑なしと認め、第55号議案に対する質疑を終わります。

続いて、第58号議案を議題といたします。

当局の説明を求めます。

丹羽消防庶務課長。

◎丹羽消防庶務課長 (第58号議案説明)

◎柴山委員長 説明は終わりました。

続いて、質疑を行います。

ご発言を求めます。

小池委員。

◎小池委員 参考までにお聞かせいただきたいのですが、火災とかの操法活動による事故の件数というのはどんなような状況になっておるのか、わかれば。

◎柴山委員長 丹羽消防庶務課長。

◎丹羽消防庶務課長 平成10年からの件数がありますけども、全体で16件ございまして、そのうち15件が消防団員で、1名が消防協力者でございます。

◎柴山委員長 他に質疑はございませんか。

山本委員。

◎山本委員 ちょっとわからないもので教えていただきたいんですが、消防団員の方というのは心臓が悪いとか、夜中に急に起こされて行かないかんということで、ふだん健康診断、そういうものはどれだけ行われているのかどうか、それについてお願いします。

◎柴山委員長 丹羽消防庶務課長。

◎丹羽消防庶務課長 消防団員につきましては、毎年市の健康診断にあわせて、その健康不安のあった方につきましては、市の方で健康診断を受けて、その他の方につきましてはそれぞれ

事業所等で受けてみえるということで承知しております。

◎柴山委員長 他に質疑はございませんか。

〔「なし」の声起る〕

◎柴山委員長 質疑なしと認め、第58号議案に対する質疑を終わります。

続いて、第59号議案を議題といたします。

当局の説明を求めます。

日比野総務課長。

◎日比野総務課長 (第59号議案説明)

◎柴山委員長 説明は終わりました。

続いて、質疑を行います。

ご発言を求めます。

〔「なし」の声起る〕

◎柴山委員長 質疑なしと認め、第59号議案に対する質疑を終わります。

続いて、第61号議案を議題といたします。

当局の説明を求めます。

まず、歳入からお願いをいたします。

日比野総務課長。

◎日比野総務課長 (第61号議案歳入説明)

◎柴山委員長 大西企画政策課長。

◎大西企画政策課長 (第61号議案歳入・歳出説明)

◎柴山委員長 岩田出納室長。

◎岩田出納室長 (第61号議案歳出説明)

◎柴山委員長 説明が終わりました。

続いて、質疑を行います。

ご発言を求めます。

山本委員。

◎山本委員 2点質問させていただきます。

5月末の段階で決算があったと思うのですが、前年度の状況についてということと、実際の予算の執行率がどの程度あったのかということをお示しいただきたい。もう1点、自治総合センターコミュニティ助成金についてなんですけども、これは宝くじの助成金だと思います。地域の城東とか楽田とか羽黒、そういう大きな単位ではなくて、町内会単位でもこういうものに手を挙げることができるかどうか、もし可能であれば具体的にどういう方法でやっていけばいいか、それについてお伺いします。

◎柴山委員長 日比野総務課長。

◎日比野総務課長 山本議員のご質問で、前年度の状況でございますが、まず平成19年度、歳入につきましては、歳入予算超過額が6億8,166万1,359円、歳出の不用額につきましては、10億6,498万1,804円ということで歳入評価額と歳出の不用額、合計いたしますと17億4,664万3,163円、およそ17億4,600万です。ここから20年度に繰り越す財源でございますが、繰越

明許費につきましては、庁舎関係でございます。継続費の逡次繰り越しということで、都市美化センター関係の予算でございますが、それらを差し引きますと、実質収支としまして、16億1,314万4,803円、おおよそ16億円の実質収支繰り越しすることになります。これが19年度から20年度への繰越金の額ということになります。

それから、執行率でございますが、平成19年度一般会計における執行率につきましては、94.96%、おおよそ95%でございます。

以上でございます。

◎柴山委員長 大西企画政策課長。

◎大西企画政策課長 先ほどのご質問の自治総合センターのコミュニティ助成金につきまして、まず対象となる組織につきましてであります。そのセンターの交付要綱によりますと、他には例はありませんが、対象となるコミュニティ組織につきましては、市町村における自治体、町内会等の地域的な共同作業をこなしている団体またその連合体というように規定しておりますので、コミュニティ組織以外にも町内会等も対象になると思います。

また、手続につきましては、あくまでも実施主体は各コミュニティでありまして、申請につきましては、市町村ということになっておりますので、市町村が総合センターの方に申請するということでございます。

以上です。

◎柴山委員長 山本委員。

◎山本委員 今のコミュニティの関係なんですけども、町内でこういうことをやりたいという場合は、どの窓口へ行けばいいのですか。

◎柴山委員長 大西企画政策課長。

◎大西企画政策課長 一応こちらは企画政策課が窓口になっておりますので、こちらへ。

◎柴山委員長 他に質疑はございませんか。

熊澤委員。

◎熊澤委員 自治体における宝くじの還付金というやつは、それは自治体に入って、自治体がどこへ振ってもいいようになっている。だから結局、自主防災でいろいろなことがあれば各町内でそれが必要であれば、それも宝くじの戻ってきたものでやれるわけ。だからそこら辺のどこを総務全体で各町内における自主防災に対する、補助金体制はどのように扱っているのか。

◎柴山委員長 日比野総務課長。

◎日比野総務課長 現段階では、宝くじの交付金については、自主防災の方には充当はしておりません。今後、そういった自主防災も大きな意味でコミュニティでございますので、そういったことも検討はしていくべきだと思います。

◎柴山委員長 熊澤委員。

◎熊澤委員 やはり一つの団体とか大きいのにどんどん入れているのもいいけれども、やはり細かい各町内単位の消防といろいろなことと打ち合わせした中で、自主防災に対する体制を確立しないといけないと思う。そこら辺の方針を一遍総括した中で、考えてもらわないかん、それに対してどう思っておるのか、それだけお願いします。



◎柴山委員長 日比野総務課長。

◎日比野総務課長 これは今後、そういう防災体制を強化する意味で非常に重要なことであると認識しております。今後、検討させていただきたいと思います。

◎柴山委員長 暫時休憩いたします。

午前10時49分 休憩

再 開

午前10時51分 開議

◎柴山委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

他に質疑ございませんか。

〔「なし」の声起こる〕

◎柴山委員長 質疑なしと認め、第61号議案に対する質疑を終わります。

これをもって、全議案に対する質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」の声起こる〕

◎柴山委員長 討論省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎柴山委員長 異議なしと認め、討論を省略いたします。

続いて、採決を行います。

最初に、第55号議案 犬山市税条例の一部改正についてを採決いたします。

本件は原案のとおり、これを可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎柴山委員長 ご異議なしと認めます。

よって、第55号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第58号議案 犬山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを採決いたします。

本件は原案のとおり、これを可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎柴山委員長 ご異議なしと認めます。

よって、第58号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第59号議案 犬山市土地開発公社定款の一部改正についてを採決いたします。

本件は原案のとおり、これを可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎柴山委員長 ご異議なしと認めます。

よって、第59号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第61号議案 平成20年度犬山市一般会計補正予算（第3号）、第1条の第1表 歳

+

入歳出予算補正中、歳入 総務委員会の所管に属する歳入、歳出 2 款総務費を採決いたします。

本案は原案のとおり、これを可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎柴山委員長 ご異議なしと認めます。

よって、第61号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました案件は、すべて議了いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時54分 休憩

再 開

午後1時46分 開議

◎柴山委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

本委員会に2件の請願が付託されています。

請願第1号「自主共済制度の保険業法の適用除外を求める意見書の採択を求める請願書」を議題といたします。

ご発言を求めます。

◎中村委員 説明を受けましたが、いまいち私のキャパでは理解できないところがありますので、もう少し自分なりに掘り下げて調査研究したいと思っておりますので、「継続」でお願いしたいと思っております。

◎柴山委員長 ほかに意見ございませんか。

三浦委員。

◎三浦委員 私も中村委員と一緒に、もう少ししっかりと研究してみたいと思っておりますので、「継続」でお願いしたいと思っております。

◎柴山委員長 暫時休憩いたします。

午後1時47分 休憩

再 開

午後1時48分 開議

◎柴山委員長 再開いたします。

これより、採決するか、それとも継続審査するかご意見を伺いたいと思っております。今、お二人からご意見をいただきましたけれども、継続審査ということによろしいでしょうか。

〔「継続審査」の声起こる〕

◎柴山委員長 よって、請願第1号は継続審査とすることに決しました。

次に、請願第2号「「所得税法56条の廃止をもとめる意見書」提出を求める請願」を議題といたします。

ご発言を求めます。

〔「なし」の声起こる〕

◎柴山委員長 なければ、討論を行いたいと思いますが、討論ございますか。

〔「討論なし」の声起こる〕

◎柴山委員長 暫時休憩いたします。

午後1時49分 休憩

再 開

午後1時49分 開議

◎柴山委員長 再開いたします。

これより、採決してよろしいか、それとも継続審査とするか、ご意見を伺います。

〔「継続審査」の声起こる〕

◎柴山委員長 それでは、請願第2号につきましては、継続審査ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎柴山委員長 請願第2号は継続審査とすることに決しました。

続いて、本委員会に送付されております陳情を議題といたします。

陳情第3号「住民の暮らしを守り、公共サービスの充実、格差の是正、働くルールの確立、平和な世界の実現などを求める陳情書」を議題といたします。

どのように取り計らいましょうか。

◎熊澤委員 「聞き置く」でどうか。

◎柴山委員長 陳情第3号については「聞き置く」ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎柴山委員長 それでは、陳情第3号につきましては、「聞き置く」ということにいたします。

以上で、本委員会に付託されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって委員会を閉じます。

午後1時50分 閉会

+

+

本委員会の顛末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

総務委員長

+

+

+

本委員会に付託（送付）された事件及び審議結果

議案番号	件名	付託(送付)年月日	審議結果	審査年月日
第55号議案	犬山市税条例等の一部改正について	平20. 6. 16	原案可決 (全員一致)	平20. 6. 18
第58号議案	犬山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	〃	原案可決 (全員一致)	〃
第59号議案	犬山市土地開発公社定款の一部改正について	〃	原案可決 (全員一致)	〃
第61号議案	平成20年度犬山市一般会計補正予算(第3号)	〃	原案可決 (全員一致)	〃
平20請願第1号	自主共済制度の保険業法の適用除外を求める意見書の採択を求める請願書	〃	継続審査	〃
平20請願第2号	「所得税法第56条の廃止をもとめる意見書」提出を求める請願	〃	継続審査	〃
平20陳情第3号	住民の暮らしを守り、公共サービスの充実、格差の是正、働くルールの確立、平和な世界の実現などを求める陳情書	〃	聞き置く	〃

+

+

+

+

+